



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則	
*37 和歌山県税規則の一部を改正する規則	(税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規則の一部を改正する規則
和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第24条の2第1項第3号ウの規則で定めるもの） 第5条の3の4 条例第24条の2第1項第3号ウに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる寄附金とする。 (1) 県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第4号において同じ。）であって賦課期日現在において県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、専修学校（学校教育法第124条に規定する専修学校で所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の9第1項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で所得税法施行規則第40条の9第2項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を設置するもの又は私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人であって賦課期日現在において県内に専修学校若しくは各種学校を設置するものに対する寄附金 (2)～(6) 略	（条例第24条の2第1項第3号ウの規則で定めるもの） 第5条の3の4 条例第24条の2第1項第3号ウに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる寄附金とする。 (1) 県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第4号において同じ。）であって賦課期日現在において県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、専修学校（学校教育法第124条に規定する専修学校で所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の9第1項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で所得税法施行規則第40条の9第2項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を設置するもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人であって賦課期日現在において県内に専修学校若しくは各種学校を設置するものに対する寄附金 (2)～(6) 略

別記第2号様式及び別記第2号の2様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第13条関係)

年度		個人の県民税の賦課状況報告書				市 (町村) 長		第 年 月 日 号
県税事務所長 様		区 分		個人の県民税		個人の市町村民税		合計
		均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	
普通徴収分		円	円	円	円	円	円	円
①								
当該年度分 (10/12か月分)								
②								
特別徴収分								
前年度課税分で本年度の収入となるべき分 (2/12か月分)								
③								
計 ②+③								
④								
退職所得の分離課税に係る所得割額								
⑤								
合計 ①+④+⑤								
⑥								
特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分 (2/12か月分)								
納税義務者数								
均等割のみの者		人	人	人				
⑦								
所得割のみの者								
⑧								
均等割と所得割の者								
⑨								
計 ⑦+⑧+⑨								
⑩								
退職所得の分離課税の者								
⑪								
滞納繰越となった者								
⑫								
合計 ⑩+⑪+⑫								
⑬								
滞納繰越となった調定額		円	円	円	円	円	円	円
令和5年度以前分								
⑭								
令和6年度以降分								
⑮								
合計 ⑭+⑮								
⑯								
森林環境税調定額		円	円	円	円	円	円	円
合計								
県民税特定あん分率 (森林環境税を含む。)								
森林環境税特定あん分率								
県民税特定あん分率 (森林環境税を含まない。)								

別記第2号の2様式 (第13条関係)

年度	市 (町村) 長										第 年 月 日
個人の県民税の賦課状況変更報告書											
和歌山県条例第27条第2項及び第5項の規定により、下記のとおり報告します。											
区 分		当初 (前回) 報告書		調定額		変更により増減した額		計		差引現在額	
		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
普通徴収分		①a									
特別徴収分		②a									
前年度課税分で本年度の収入となるべき分 (2/12か月分)		③a									
計 ②a+③a		④a									
退職所得の分離課税に係る所得割額		⑤a									
合計 ①a+④a+⑤a		⑥a									
令和5年度以降分		⑦a									
令和6年度以降分		⑧a									
合計 ⑦a+⑧a		⑨a									
特別徴収のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分 (2/12か月分)		⑩a									
普通徴収分		①b									
特別徴収分		②b									
前年度課税分で本年度の収入となるべき分 (2/12か月分)		③b									
計 ②b+③b		④b									
退職所得の分離課税に係る所得割額		⑤b									
合計 ①b+④b+⑤b		⑥b									
令和5年度以降分		⑦b									
令和6年度以降分		⑧b									
合計 ⑦b+⑧b		⑨b									
特別徴収のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分 (2/12か月分)		⑩b									
現年課税分		⑥c									
滞納繰越分		⑨c									
現年課税分 ⑥a+⑥b+⑥c											
森林環境税を除く現年課税分 ⑥a+⑥b											
滞納繰越分 (令和5年度以前分) ⑦a+⑦b											
滞納繰越分 (令和6年度以降分) ⑧a+⑧b+⑨c											
滞納繰越分 ⑨a+⑨b+⑨c											
区 分		当初 (前回) 報告人数		変更により増減した人数		差引現在数		計		人	
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均等割のみの者		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
所得割のみの者											
均等割と所得割の者											
計 ⑪+⑫+⑬											
退職所得の分離課税の者											
滞納繰越となった者											

別記第2号の3様式を次のように改める。

別記第2号の3様式 (第13条関係)

県税事務所長 様				個人の県民税の滞納状況報告書				市 (町村) 長		第 年 月 日 号
和歌山県税条例第27条第4項及び第5項の規定により、 年5月31日現在における個人の県民税の滞納状況を下記のとおり報告します。										
区分	現年課税分		滞納繰越分		合計					
	件数	税額 円	件数	税額 円	件数	税額 円				
県民税	①	調定額								
	②	徴収額								
	③	不納欠損額								
	③ 不納欠損額の内訳	③	地方税法第15条の7第4項の規定によるもの							
			地方税法第15条の7第5項の規定によるもの							
			地方税法第18条第1項の規定によるもの							
			うち滞納処分の執行停止期間中に時効により消滅したもの							
	④	滞納額 ①-②-③=④								
	④ 滞納額の内訳	⑤	徴収猶予額							
		⑥	換価の猶予額							
⑦		滞納処分の執行停止額								
⑧		その他 ④-⑤-⑥-⑦=⑧								

別記第4号の2様式から別記第4号の3様式までを次のように改める。

別記第4号の2様式(第13条関係)

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額申請書											
県税事務所長 様						年 月 日					
						住 所 (所在地)					
						氏 名 (名 称)					
						生年月日		年 月 日			
						個人番号又は法人番号					
						電話番号					
和歌山県税条例第42条の27の3第1項の規定により、次のとおり不動産取得税の減額を申請します。											
代替取得不動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地								
			家 屋 番 号								
			種類・構造 ・ 床 面 積								
		土 地	所 在 地 ・ 地 番								
			地 目 ・ 地 積								
納税通知書番号				課税標準額		円		税 額		円	
減 額 通 知 書 番 号 ※				固定資産課 税台帳登録 価 格		円		減 額 を 受 け よ う と す る 税 額		円	
代替不動産の 取 得 年 月 日		年 月 日		被収用又は 譲渡年月日		年 月 日					
還付先 金 融 機 関	金融機関名			本店・支店名				普通（総合）・当座			
	口座 番号	No.		(フリガナ) 名義人							
備 考											

注

- この申請書は、不動産を収用され、又は譲渡したときに提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- ※印欄は、記載しないこと。
- 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- この申請書に次の書類を添付すること。
ア 不動産を収用され、又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを証する書類
イ 還付先口座の金融機関名、店名、種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類
- 収用され、又は譲渡した不動産の固定資産課税台帳登録価格の証明書1部を添付すること。

別記第4号の2の2様式(第13条関係)

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書										
県税事務所長 様					年 月 日					
					住 所 (所在地)					
					氏 名 (名 称)					
					生年月日		年 月 日			
					個人番号又は法人番号					
		電話番号								
第1項 和歌山県税条例 第42条の24 第2項 第3項 の規定により、次のとおり不動産取得税の 減額 還付 を申請します。 第42条の27 第1項										
税額等		納 税 番 号		税 額		納 期 限		納 付 日		
				円		年 月 日		年 月 日		
取得 不 動 産	土 地	所 在 地				地 番		地 目		地 積
										m ²
		取 得 原 因				取 得 年 月 日		登 記 簿 受 付 日		
		売買・その他 ()				年 月 日		年 月 日		
	家 屋	家 屋 番 号		種 別			床 面 積		住宅部分床面積	
				専用住宅・併用住宅・付属家屋			m ²		m ²	
		申 請 事 由			取 得 年 月 日			新 築 年 月 日		
		新築・新築未使用・既存			年 月 日			年 月 日		
還 付 先 金 機 関	金融機関名				店・支店		普通(総合)・当座			
	口座番号		No.		(フリガナ) 名 義 人					
※減額・還付額	和歌山県 税条例第 42条の24	1 $1,500,000 \times \frac{3}{100} =$ 45,000円 2 土地1m ² 当 () $\times \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅の} \\ \text{床面積} \end{array} \right. () \times 2 \times \frac{3}{100} =$ 円 200m ² を限度								
		減額・還付する額								

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
- ア 住宅の登記事項証明書等
- イ 土地の取得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証明書等
- ウ 耐震基準適合既存住宅を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に掲げる書類
- エ 還付先口座の金融機関名、店名、種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類
- オ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第4号の2の3様式(第13条関係)

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書											
県税事務所長 様					年 月 日						
					住 所 (所在地)						
					氏 名 (名 称)						
					生年月日	年 月 日					
					個人番号又は法人番号						
					電話番号						
和歌山県税条例 第42条の27の2第1項 第42条の27の2第4項 の規定により、次のとおり不動産取得税の減額還付を申請します。											
税額等		納 税 番 号		税 額		納 期 限		納 付 日			
				円		年 月 日		年 月 日			
取得 不動産	家 屋	所 在 地				家屋番号		構 造		用 途	
		床 面 積			取 得 原 因			取 得 年 月 日			
		m ²			売買・その他 ()			年 月 日			
		新 築 年 月 日			耐震改修の完成年月日			居住の用に供する年月日			
		年 月 日			年 月 日			年 月 日			
還付先 金融 機 関	金融機関名		本店・支店名		普通(総合)・当座						
	口座番号		No.		(フリガナ) 名 義 人						
※減額・還付する額											

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 2 ※印欄は、記載しないこと。
 3 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するもので、あなた名義の口座を記載すること。
 4 この申請書に次の書類を添付すること。

ア 耐震基準に適合することを証する書類

イ 住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証する書類

ウ 還付先口座の金融機関名、店名、種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類

別記第4号の3様式(第13条関係)

譲渡担保財産に係る不動産取得税の納税義務の免除・還付申請書									
県税事務所長 様					年 月 日				
					住 所 (所在地)				
					氏 名 (名 称)				
					生年月日		年 月 日		
					個人番号又は法人番号				
電話番号									
和歌山県税条例 第42条の27の4第1項 の規定により、次のとおり不動産取得税の 納税義務の免除 第42条の27の4第6項 還 付 を申請します。									
譲渡担保財産 設 定 者		住 所							
		氏 名							
譲 渡 担 保 財 産 設 定 年 月 日				年 月 日					
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定 者に当該譲渡担保を移転した年月日				年 月 日					
譲渡担保財産 の 表 示		不 動 産 の 種 類	家 屋 所 在 地						
			家屋番号・地番						
			床面積・地積						
			種 類 ・ 地 目						
還付を受けようとする徴収 金 額		円		納税通知書番号					
納 付 年 月 日				年 月 日					
還 付 先 金 融 機 関		金融機関名		本店・支店名		普通(総合)・当座			
		口座番号		No.		(フリガナ) 名 義 人			
※減額・還付する額									
備 考									

注

1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

2 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。

3 ※印欄は、記載しないこと。

4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。

5 この申請書に次の書類を添付すること。

ア 譲渡担保財産設定を証する書類

イ 譲渡担保財産により担保される債権の消滅を証する書類

ウ 還付先口座の金融機関名、店名、種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類

別記第4号の9様式を次のように改める。

別記第4号の9様式(第13条関係)

受付印

不動産取得税に係る特例適用等申告(申請)書

県税事務所長 様		年 月 日			
		住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)			
		生年月日	年 月 日		
		個人番号又は法人番号			
		電話番号			
今回取得した次の不動産について、地 方 税 法 第 条 和歌山県税条例 第 項第 号の規定の適用を受けたいので、申告(申請)します。					
家 屋	所 在 地				
	家 屋 番 号		種 類 (用 途)		
	構 造		居 住 の 用 に 供 し た 日	年 月 日	
	延 床 面 積	m ² (うち住宅部分面積 m ²)			
	取 得 年 月 日	年 月 日	新築年月日	年 月 日	
	取 得 の 原 因				
土 地	所在地(地番)				
	地 目				
	地 積	m ²			
	取 得 年 月 日	年 月 日			
	取 得 の 原 因				
	住宅の取得(予定) 年 月 日	年 月 日			
	住宅の延床面積	m ²			
譲 渡 を 受けた者	住 所 氏 名 (名 称)				
還付先 金 融 機 関	金融機関名		本店・支店名	普通(総合)・当座	
	口座 番号	No.	(フリガナ) 名義人		

注

- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告(申請)者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- この申請書に次の書類を添付すること。
ア 地方税法その他の法令に定められた添付書類
イ 還付先口座の金融機関名、店名、種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類
ウ その他県税事務所長が必要と認める添付書類
- この申請書には、適用を受けようとする特例制度の申請において県税事務所長が必要と認める事項についてのみ記載すること。

別記第7号様式（裏面）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第11号様式（その5）及び（その6）を次のように改める。

別記第11号様式 (第14条関係)
(その5)

年 月 日

(住所)
(氏名又は名称)

様

県税事務所長 

軽 油 引 取 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

事務所	年度	税目	納税番号		区 分	※処理事項
					年 月 分	
課税標準額			税 率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 下記の「県税を納付する場所」を参照してください。				納 期 限	年 月 日
1. 課税の根拠 本税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の22第4項又は第144条の25第5項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の7第2項の規定により賦課します。 2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（注）を乗じて計算した金額（計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。）となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 （注）当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。 3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができますこととされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。						◎県税を納付する場所 御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。

別記第11号様式 (第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 

鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税				年 度	年度
				納税番号	
課税標準額		税率		税 額	円
(百アール)					
納付場所	和歌山県指定金融機関等 〔 下記の「県税を納付する場所等」を参照し てください。 〕			納 期 限	年 月 日
1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第178条及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第74条の規定により賦課します。 2. 延滞金の納付について 納期限までに税金が完納されないときは、地方税法の定めるところにより、次のとおり算出した延滞金額を納めてください(延滞金用の納付書は後日送付します。なお、納付方法によっては、延滞金額を加算して納付することができる場合があります。)。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 (注) 当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。 3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。				◎県税を納付する場所等 御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第7号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。